民法等の一部を改正する法律に関する省令について

令和7年12月
法務省民事局

令和6年11月～　養育費に関する法務省令の制定に向けた検討会

令和7年7月　第4回会議において、省令案取りまとめ

令和7年9～10月　パブリック・コメント手続 → 363件の意見（※個人351件、団体12件）

令和7年10～11月　第5回・第6回会議において、寄せられた意見を踏まえた検討

次ページ参照

法定養育費に関する省令案

【民法766条の3】

<法改正前>

養育費の支払を請求するためには養育費の額につき取決めが必要

<法改正後>

取決めがなくても、離婚時から**一定額の法定養育費**を請求することができる

法定養育費の額

＝「子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情を勘案して子の数に応じて法務省令で定めるところにより算定した額」

省令案の内容

月額２万円に子の数を乗じて得た額

※例　子が2人の場合･･･月額4万円
　　子が3人の場合･･･月額6万円

養育費債権の先取特権に関する省令案

【民法308条の2】

<法改正前>

養育費の取決めがあっても、支払義務者の財産を差し押さえるためには債務名義（公正証書や調停調書など）が必要

<法改正後>

養育費債権のうち**一定額**に**先取特権**（優先権）を付与

一定額までは、債務名義がなくても財産を差し押さえることができ、かつ、他の一般債権者に優先して弁済を受けることができる

先取特権が付与される額

＝「子の監護に要する標準的な費用その他の事情を勘案して…子の数に応じて法務省令で定めるところにより算定した額」

省令案の内容

月額８万円に子の数を乗じて得た額

※例　子が2人の場合･･･月額16万円まで
　　子が3人の場合･･･月額24万円まで

附則

省令の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる

パブリック・コメント手続に寄せられた意見

法定養育費の額に関する主な意見

【賛成意見】

・現時点においては**適切・妥当な額**であり、**当事者間の協議や養育費の取決めの促進が期待**できる。

【月額2万円より高額を提案する意見】

・物価上昇の動向や、食費、教育費、住居費なども考慮すると、月額2万円より高額にすべきである。
・債務者が協議等を遅延させることへのペナルティとするため、より高額にすべきである。

➡ ・**法定養育費の制度趣旨（＝取決めがされるまでの暫定的・補充的な養育費）**からすれば、法定養育費のみで子の監護費用を全て賄うことを前提とすることはできない。**各家庭における適切な養育費の額は、個別事情を踏まえ、できる限り速やかに取り決められるべき**である。
・養育費の取決めがされない事情は様々であり、法定養育費の制度において債務者にペナルティを与えることは相当ではない。

【月額2万円より低額を提案する意見】

・月額2万円では母親が債務者である場合に高額すぎるため、月額2万円より低額にすべきである。

➡ 債務者が支払能力を欠くために法定養育費の支払ができないこと又は法定養育費を支払うことで生活が著しく困窮することを証明したときは、法定養育費の全部又は一部の支払を拒むことができるため（**民法766条の3第1項ただし書**）、**債務者にとって過酷な事態は避けられる**。

【その他の算定方法を提案する意見】

・物価に連動する仕組みや、父母の収入等に応じて算定する仕組みにするべきである。
・子の年齢や、子の医療費などの特別な事情も考慮する仕組みにすべきである。

➡ 変動する経済指標に連動する仕組みとすると算定が複雑となり、父母の収入等の個別事情を考慮する仕組みとすると調査等に時間を要する。暫定的・補充的な法定養育費の趣旨からすれば、**容易に算定し、迅速に請求ができるようにすることが重要**である。

先取特権が付与される額に関する主な意見

【賛成意見】

・調停や審判等で子1人の養育費が定められた事案のうち、**養育費が月額8万円以下の事案が約85%**であることからすると、大多数の事案における**養育費債権を担保するのに十分な額**である。

【月額8万円より高額を提案する意見】

・物価上昇の動向や執行手続にかかる費用なども考慮すると、月額8万円より高額にすべきである。

➡ 先取特権が付与される額は、**他の債権者との均衡を考慮**して、「子の監護に要する費用として相当な額」とされている。物価上昇の動向等を踏まえても、現時点において**月額8万円を超える養育費は比較的高額**であり、更に高額とするのは相当ではない。

【月額8万円より低額を提案する意見】

・取決めによる養育費の平均額を考慮すると、標準的な養育費債権を担保するには月額5万円程度が相当である。

➡ 先取特権が付与される額は「子の監護に要する標準的な費用その他の事情を勘案して」算定するものとされている。その趣旨は、**他の債権者との均衡を考慮しながら養育費債権に相当な範囲で優先性を認めようとする**ものであり、必ずしもその額を養育費の平均額にとどめようとするものではない。

【その他の算定方法を提案する意見】

・物価に連動する仕組みや、父母の収入等に応じて算定する仕組みにするべきである。
・子の年齢や、子の医療費などの特別な事情も考慮する仕組みにすべきである。

➡ 変動する経済指標に連動する仕組みとすると算定が複雑となり、父母の収入等の個別事情を考慮する仕組みとすると調査等に時間を要する。**先取特権の制度趣旨（＝債務名義なしに執行可能とする）**からすれば、**容易に算定し、迅速に執行ができるようにすることが重要**である。